

第 4 章

重点地区における取組み

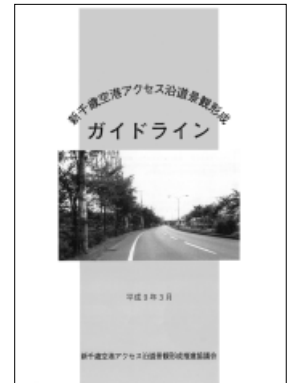
第4章 重点地区における取組み

1. 新千歳空港アクセス沿道地区

新千歳空港は、北海道の空の玄関口として、年間約1,800万人以上の人々に利用されており、今後も新たな国際線乗り入れが予想されることから、国内外の利用者がさらに増加すると考えられます。

新千歳空港にアクセスする沿道の景観は、北海道を訪れる人々が最初に出会う“北海道の第一印象”として非常に大きなウエイトを占めることとなります。

こうしたことから、平成9年3月に“新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン”が策定されています。

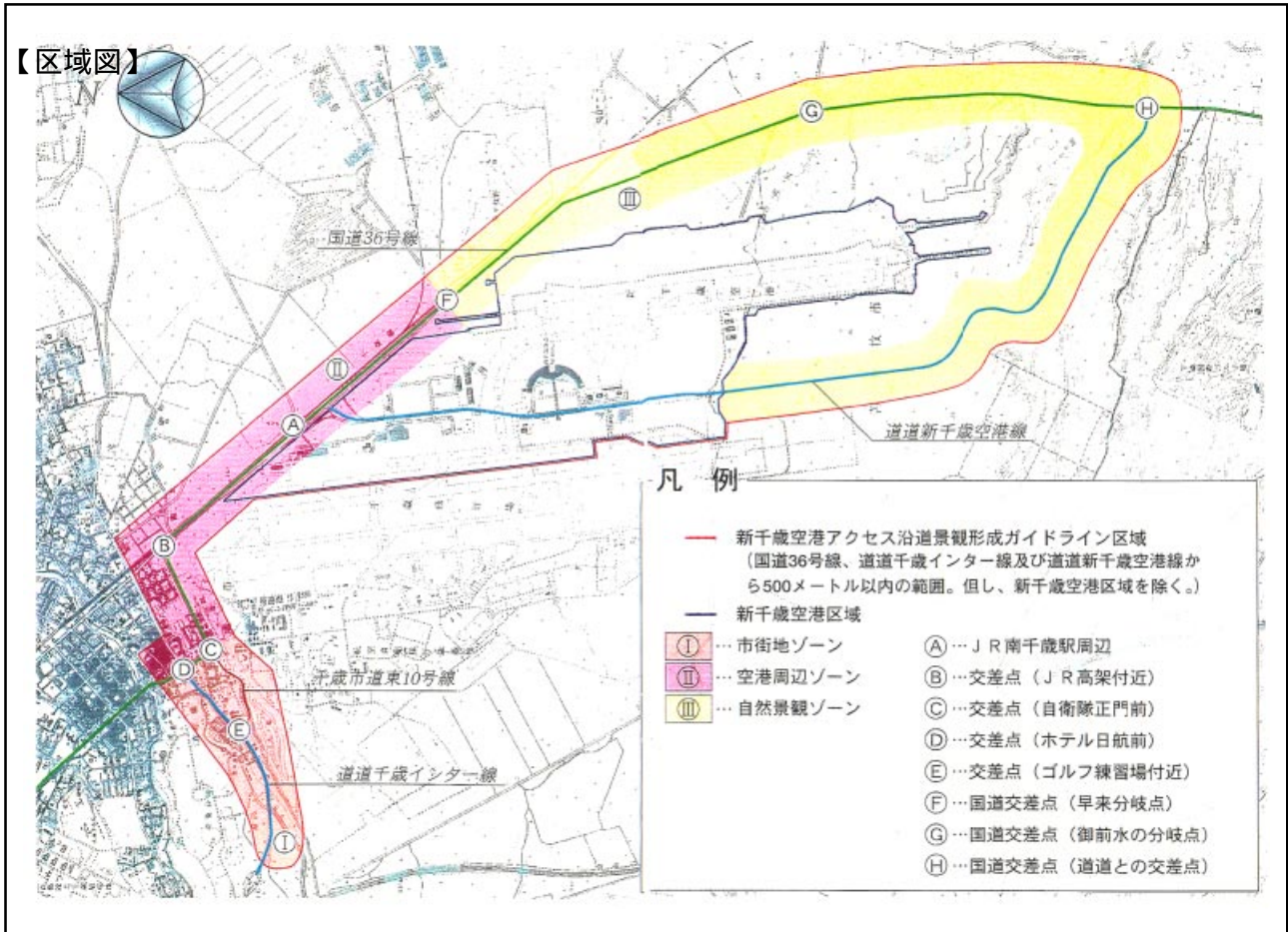


【基本方針】

- ・アクセス沿道を北海道にふさわしい、ひとつの共通のイメージで景観形成をすすめます。
- ・背景を構成している既存の自然景観の保全に努めます。
- ・景観上マイナス要素になっているものの除去や整理、集合化、遮蔽などをすすめ、景観の調和を図ります。
- ・新たな景観の創造を考える場合は、シンプルさとスケール感を重視します。
また、長続きし時間とともに価値が増す景観、四季の変化に対応する景観、遠景が見通せる景観、河川を活かした景観の形成をすすめます。
- ・動的景観と静止景観の違いを意識し、メリハリのきいた景観形成をすすめます。
- ・自動車からだけでなく、JR駅、JR車窓からの景観にも配慮します。
- ・屋外広告物については、北海道屋外広告物条例に基づいて、適正な掲出を行います。
- ・沿道景観形成上特に重要な交差点では、より質の高い景観形成への方向性を打ち出し、関係方面の協力を求めます。
- ・景観形成にあたっては、行政・企業・住民のパートナーシップによる方法を模索しながらすすめます。

【対象路線】

- ・国道36号、道道千歳インター線及び道道新千歳空港線から500メートル以内の範囲（但し、新千歳空港区域を除く）
- ・市道東10号
- ・泉沢新千歳空港線



【ガイドラインの内容】

市街地ゾーン・空港周辺ゾーン・自然景観ゾーンの3ゾーンに分け、景観形成の方法を示しています。各ゾーンで保全・育成、創造・整備、除去・整理といった手法についてまとめ、誘導指針と景観のポイントとなる箇所を示しています。

1. 市街地ゾーン

- ・ 区間
- ・ 景観ポイント

高速道路の千歳インター～国道36号の自衛隊正門前の交差点
 国道交差点(自衛隊正門前、ホテル日航前)、道道交差点(ゴルフ練習場付近)



新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインより抜粋

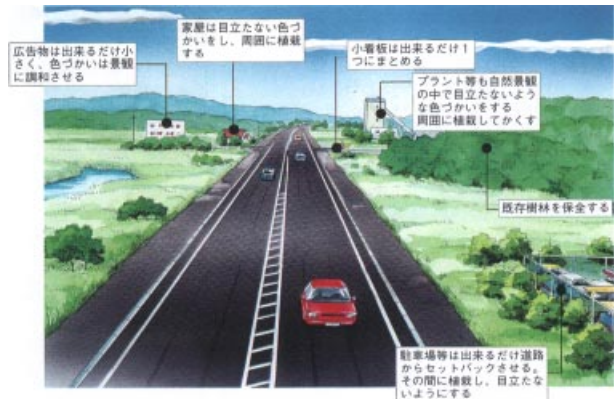
2. 空港周辺ゾーン

- ・ 区間
国道36号の自衛隊正門前～早来へ分岐する交差点まで
- ・ 景観ポイント
JR南千歳駅周辺、国道交差点(JR高架付近、早来への分岐点)



3. 自然景観ゾーン

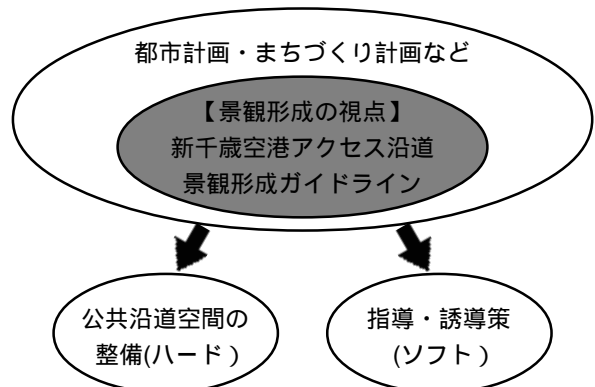
- ・ 区間
国道・道道の苫小牧方面へのアクセス区間
- ・ 景観ポイント
国道交差点(御前水の分岐点、道道との交差点)



【ガイドラインの運用】

空港へのアクセス沿道景観の向上を今後図っていくためには、関係行政機関や関係の団体、住民、企業等のパートナーシップにより進めることが何より重要となっています。

このため、ガイドラインの啓発・普及、ガイドラインに基づく協力量議により、ガイドラインを運用していくものとしています。



新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインより抜粋

道道泉沢新千歳空港線沿道の景観形成

既存のアクセス道路に加えて、現在整備中の道道泉沢新千歳空港線沿道においては、花や植栽などによる演出、新千歳空港へのイメージを高める街灯の整備や、樽前山への眺望を遮らない屋外広告物の適正化など、魅力ある景観形成が望まれます。

イメージ図を右に示します。



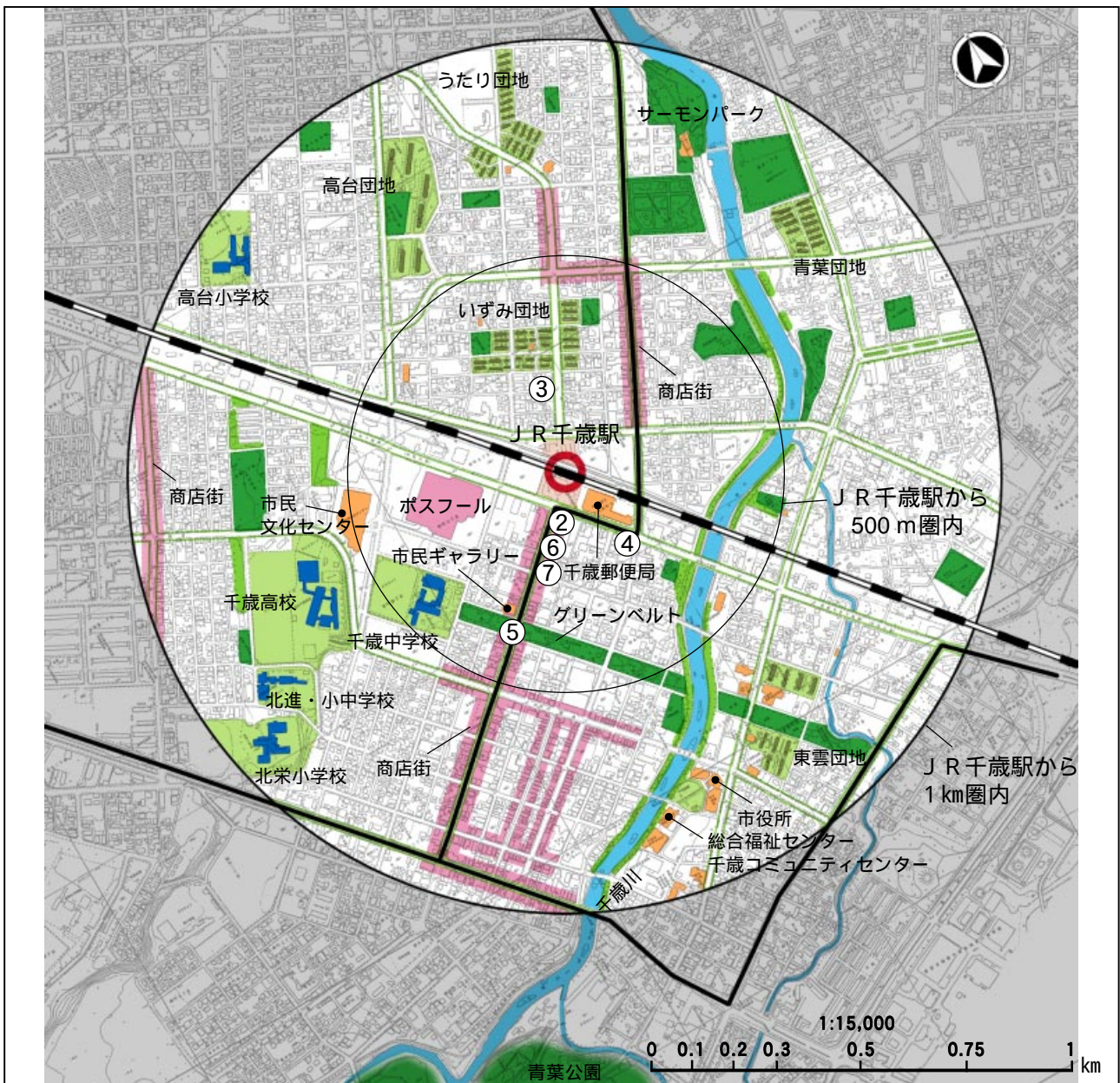
2. JR千歳駅周辺地区

JR千歳駅とその周辺は、多くの人々が利用する交通拠点であり、来訪者に対しては千歳の第一印象を抱かせる大切な場所でもあることから、千歳市の代表的な拠点景観の1つとしてあげられます。また、この地区は「千歳市都市計画マスタープラン」においても“駅前交流拠点”として位置づけられ、南北に延びる国道337号の沿道とあわせて、千歳市の都心をイメージさせるシンボリックな都心軸の形成を図ることとしています。

現在のこの地区は、大規模な空地の存在、剪定されすぎた街路樹などが目立ち、賑わい感やアメニティの不足から、駅前空間としての魅力に乏しい状況となっています。

こうした中、JR千歳駅では交通結節機能の強化を目的とした千歳駅周辺整備事業が予定され、さらに周辺では、電線類地中化事業や民間開発事業も検討されているなど、今後、駅周辺の景観が大きく変わっていくことが予想されます。

このようなことから、本ガイドラインでは、千歳らしい魅力的な駅前景観を創出していくために、JR千歳駅周辺地区における景観形成の方向性を示し、今後この地区で展開される各種事業や活動の中で、景観形成上、特に配慮していくべき事項について提案します。



1) J R千歳駅周辺地区の景観特性と課題

現況調査から見た景観特性と課題（ちとせ都市景観ガイドプランより）

J R千歳駅周辺は交通拠点として多くの市民や来訪者が利用し、千歳市の玄関口ともいえるべき性格を持っています。しかし、現況では周辺に未利用の空地があり、修景的配慮も不足していることから、利用者に対し、閑散とした印象を与えています。千歳駅周辺の景観形成においては、駅前広場にふさわしい演出が今後の課題としてあげられます。

現況写真



JR千歳駅西口広場



みどりが少なく潤いの感じられないJ R千歳駅前



住宅地が広がる東口周辺（末広大通）



交通量の多い西口周辺（中央大通）



駅大通からの景観



電線を避けるために過度に剪定されたブラタナス



電柱などが多く煩雑な印象の景観

市民意識から見た景観特性と課題

平成9年2月～3月に実施した「千歳市の景観に関する市民アンケート調査」、および平成13年8月30日に開催した駅前景観に関する市民ワークショップ（ちとせ都市景観市民会議）の結果からは、千歳市民はJR千歳駅周辺地区の景観を次のように感じていることが伺えます。

a. 千歳市の景観に関するアンケート調査

景観上好ましくないと感じているところ（10票以上）	千歳駅周辺に関すること（代表的な意見の抜粋）
1. NEWSビル 30票	【駅前広場について】 ・駅前広場の活用（駐車場を公園にして憩いの場をつくる。） ・千歳駅のロータリーが雑然としている。 【駅前について】 ・駅前の景観の悪さに閉口してしまう。市のイメージがこの景観でまってしまう。 ・自転車置き場の整頓が悪い。 【駅周辺について】 ・駅からグリーンベルトまでは、人が集まれるようにするべきです。 ・「ちょっと見ていこうかな」と思わせるようなゆとりある空間づくり。
2. 店舗 24票	
3. 千歳駅 19票	
4. 千歳駅西口広場 15票	
5. おはよう橋 13票	
6. 千歳駅東口広場 11票	
7. 富丘団地 11票	

b. 駅前景観に関する市民ワークショップ

	キーワード	代表的な意見
現在の駅前景観で気になっているところ	歩行空間	・誰にでも利用しやすい入口、歩道が必要 ・足を止めて景色を眺めたい場所がない
	みどり	・駅周辺がさびしい、みどりが少ない
	雰囲気	・明るさ、賑やかさが少ない
	駅構内の車の流れ	・人が車から乗り降りするためのスペースがなく危険 ・タクシー乗り場は裏に持って行って、広場をつくる
	駅周辺の交通量の多さ	・駅前通での大型車が多いので道路に寸断された駅のイメージがあり、歩いていきたいくない
	駐車場の管理	・駐車スペースはしっかり管理すべき
	交番	・景観的にもあまり好ましくない
駅前景観の基本的なイメージ	その他	・周辺の景観にも気を配って、一体的な取組みが必要
	個性・らしさ	・個性あふれる、千歳の顔としてのらしさがほしい
	水	・水とみどりのイメージがほしい(噴水・水を感じる場)
	みどり	・みどりの多い景観が千歳の一つのイメージ(シラカバ・ハルニレ)
	空	・広く、伸びやかなイメージ
	風	・駅を降りた瞬間に「風」を感じるようなづくり
	賑わい	・賑やかさが必要
具体的にどうしたらよいか	利便性・安全性	・千歳に住んでいる人のための駅前にしてほしい
	色彩	・色は大切、アスファルト色ばかりにならないように
	建物の高さを制限する	・駅周辺の建物の高さを制限し、空を広く見せる
	まちのなかへ人を誘導する	・まちのなかにも人に歩いてもらえる工夫、情報の中心となる場所がほしい
	歩きやすい空間をつくる	・歩行者の立場で、利用しやすいように、特に南側
	調和させる	・既存の建物、郵便局との色合いの調和を図る
	賑わいをつくる	・公共通路の利用、広場の利用を検討する
みどりを増やす	・駐車場のスペースを緑地などに利用できないか	
シンボルをつくる	・モニュメント、植栽によるシンボルの形成	
安全性を高める	・死角をつくらないなど、非行の温床にならないような配慮	

2) JR千歳駅周辺地区における景観形成上の方針・指針

JR千歳駅周辺地区では、景観形成上の方針・指針として、次のものが定められています。

ちとせ都市景観ガイドプラン

「拠点の景観」の基本方針（ちとせ都市景観ガイドプランP.57,58参照）
自然的要素を取り入れ、市民が日常的に集い、憩い、交流できる
シンボル性の高い景観づくりをめざします

景観づくりの方針 拠点-駅

- ・高度利用を図りつつ、駅利用者に配慮した十分なオープンスペースを確保するよう努める
- ・街路樹の保全・育成など、緑化に努め、利用者に快適な空間を提供する
- ・出会いの場としての機能に配慮した演出を行う
- ・来訪者にわかりやすい案内表示を行うなどの配慮に努める

ちとせ都市景観ガイドライン（本紙P.36参照）

グループ別都市景観形成誘導指針（交通・観光の拠点）

- ・人と人との出会いの場にふさわしい演出をしましょう
- ・初めての人にもわかりやすい空間づくりに努めましょう
- ・すべての人に使いやすく、ゆとりと潤いのある空間づくりに努めましょう
- ・北海道の玄関口として北国の特性・魅力をアピールしましょう

3) JR千歳駅周辺地区景観形成区域図

ここでは、JR千歳駅周辺地区における地区レベルの景観形成誘導指針を示していくために、景観形成の対象となる区域を定めます。

対象となる区域は、JR千歳駅を中心とした半径約500mの範囲内とし、「駅広場ゾーン」と、「駅周辺沿道ゾーン」の2つの区域に分類して、それぞれに景観形成誘導指針を定めます。

駅広場ゾーン

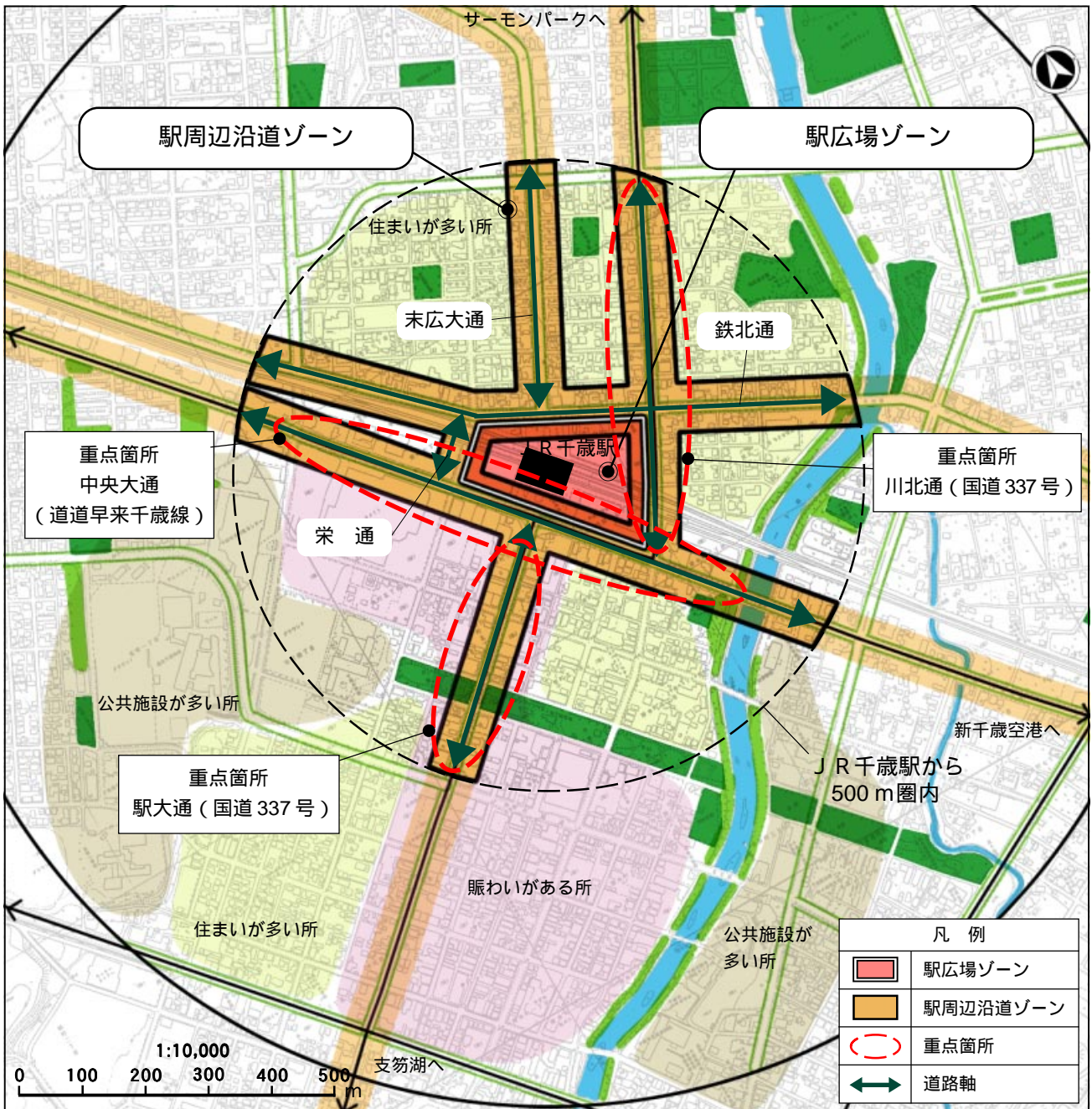
JR千歳駅駅舎・西口広場・東口広場・駐車場・周辺施設などを含む、一体的な範囲。

駅周辺沿道ゾーン

JR千歳駅を中心とした半径約500m範囲内における主要な道路の沿道。

【対象となる路線】

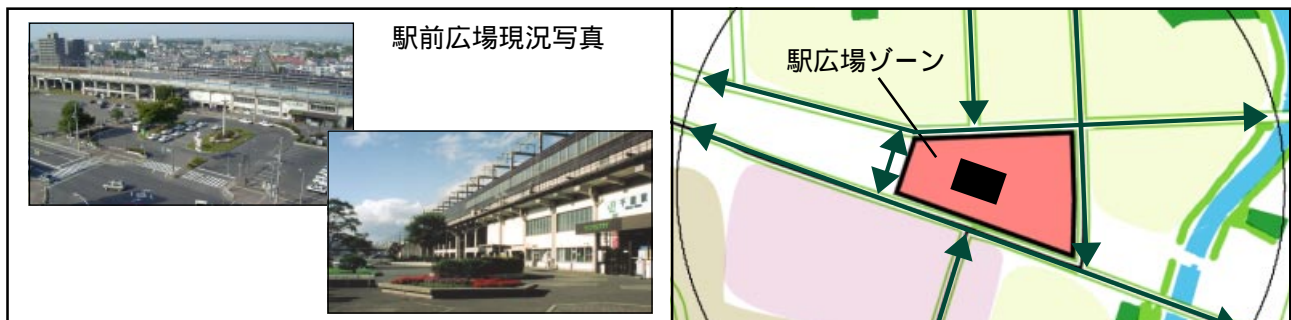
駅大通（国道337号）、中央大通（道道早来千歳線）、川北通（国道337号）、鉄北通、末広大通、栄通



4) J R千歳駅周辺地区景観形成誘導指針

千歳らしさを感じる花とみどりによる憩いの空間づくりをしましょう
 出会いの場にふさわしい地区レベルでの総合的な景観づくりを進めましょう
 利用者や来訪者にやさしく使いやすい快適な空間づくりに努めましょう
 風土を意識した北国にふさわしい景観づくりをしましょう
 市民・事業者・行政のパートナーシップによる景観づくりを進めましょう

駅広場ゾーン



《景観づくりの視点》

千歳らしさを育む基盤

- ・市民に親しまれている広場の既存樹木を大切に保全します
- ・樹種の選定にあたっては周辺との調和に配慮しつつ千歳らしさを感じる演出に努めます
- ・樹木の育成を阻害しない施設の配置に努めます

ゆとりをつくりだす敷地

- ・建物のセットバックやオープンスペースを設けるなどゆとりのある空間形成に努めます
- ・駅周辺沿道ゾーンと連携し、電線類の地中化・集約化に努めます

イメージを高める建物

- ・建築物や工作物には周辺と調和した色彩・デザインの採用に努めます

雰囲気演出

- ・広場は、植樹・花壇等により潤いのある景観づくりに努めます
- ・イルミネーションなど冬の夜の景観づくりを推進します
- ・街路灯・サインなどはデザインの向上や集約化に努めます
- ・適正な屋外広告物の掲出に努めます

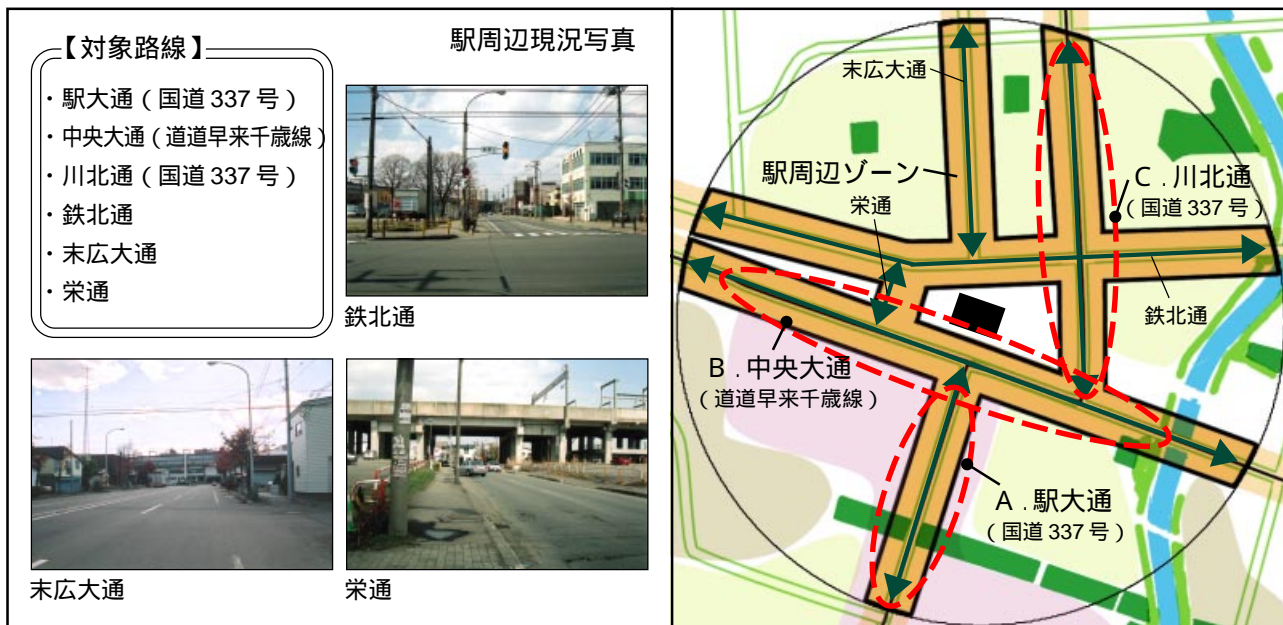
人にやさしい空間

- ・歩行者に快適で安全な動線の確保や施設の配置に努めます
- ・ユニバーサルデザインなど誰にでも使いやすい空間づくりに努めます
- ・サインは外国語併記するなどわかりやすさに努めます
- ・適切な除排雪により快適な空間づくりに努めます

その他

- ・花づくり、イルミネーション、美化活動など市民参加の景観づくりを推進します
- ・来訪者に千歳をアピールできる情報発信に努めます

駅周辺沿道ゾーン



《景観づくりの視点》

千歳らしさを育む基盤

- ・樹種の選定にあたっては周辺との調和に配慮しつつ千歳らしさを感じる演出に努めます

ゆとりをつくりだす敷地

- ・セットバックやオープンスペースを設けるなどゆとりのある空間づくりに努めます
- ・駅広場ゾーンと連携し、電線類の地中化・集約化を図ります
- ・街路樹の育成を阻害しない施設の配置や適切な維持管理に努めます

イメージを高める建物

- ・建築物や工作物には周辺と調和した色彩・デザインの採用に努めます

雰囲気演出

- ・フラワーロードなど花等により潤いのある沿道景観づくりに努めます
- ・目的地を意識させる街路灯の採用など個性あるみちづくりを推進します
- ・街路灯・信号・サインなどは質の高いデザインの採用や集約化に努めます
- ・イルミネーションなど冬の夜の景観づくりを推進します
- ・適正な屋外広告物の掲出に努めます

人にやさしい空間

- ・ユニバーサルデザインなど誰にでも使いやすい空間づくりに努めます
- ・段差のない歩道などバリアフリー化を推進します
- ・サインは外国語併記やデザイン化などわかりやすさに努めます
- ・適切な除排雪により快適な空間づくりに努めます

その他

- ・花づくり、イルミネーション、美化活動など市民参加の景観づくりを推進します
- ・来訪者に千歳をアピールできる情報発信に努めます

重点箇所

A. 駅大通（国道337号）

この通りは、J R千歳駅西口の正面に位置し、駅利用者が一番最初に目にする通りです。沿道には、商店やホテルなどが集積しており人通りも多く、また、その先は千歳市が誇る観光資源である支笏湖へとつながっています。駅大通沿道は、千歳市の都心軸としての高いシンボル性と、千歳駅から支笏湖へと通じる観光道路として、自然の豊かさを感じる潤いある沿道景観づくりが求められています。



駅大通（国道337号）からの景観

B. 中央大通（道道早来千歳線）

この通りは、主要な都市間を結ぶ広域幹線道路で1日の交通量が約3万台と、常に多くの車が行き交っている道路です。また、沿道やその周辺には商業施設やホテルなどが集積し、これらを利用する多くの人々で賑わっています。

中央大通沿道は、千歳を通過したりまちを利用する人々に対して、千歳をアピールできる重要な場所であることから、千歳に立ち寄ってみたいくなる質の高い沿道景観づくりが求められています。



交通量の多い中央大通（道道早来千歳線）

C. 川北通（国道337号）

この通りは、千歳市の観光拠点であるサーモンパークがあり、毎年、国内外から多くの観光客が訪れています。

川北通沿道は、サーモンパークへ至る観光道路として、来訪者にその魅力をアピールできる総合的な沿道景観づくりが求められています。



花壇の美しい川北通（国道337号）

5) 千歳駅周辺整備事業における景観配慮項目

平成14年度から進められる千歳駅周辺整備事業では、「ちとせ都市景観ガイドプラン」に沿って、景観に配慮した整備に努めています。隣接する民間ビル事業者との協力によって歩行者専用道をビル内に取り込むことにより、ゆとりある広場空間の創出を図るとともに、みどり豊かで潤いのある景観形成の実現に向けた取組みを進めています。

景観配慮項目に関する景観チェックシート

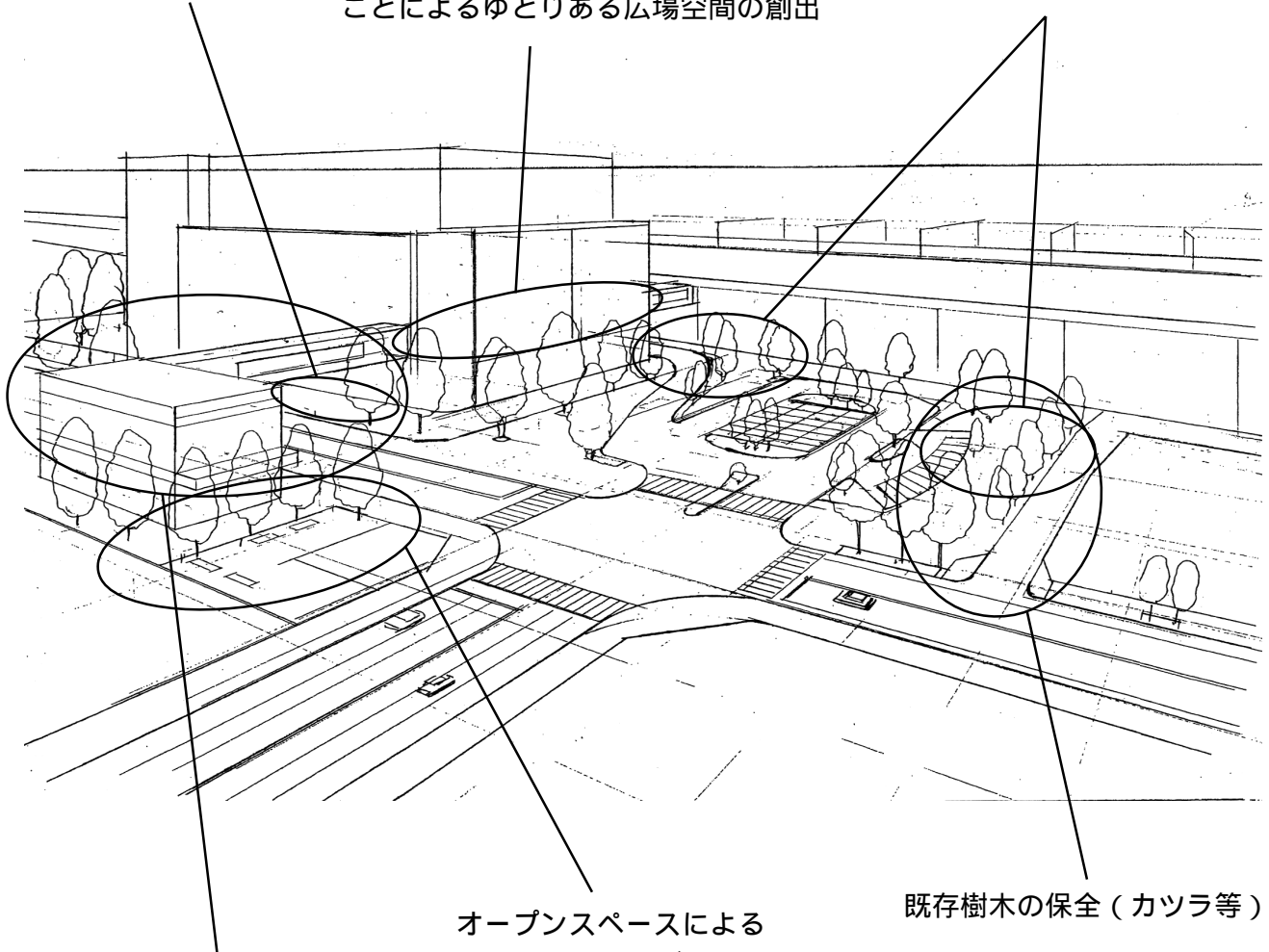
	対象	配慮した内容	ポイント箇所
千歳らしさを育む基盤	既存樹林・樹木	広場にある既存樹木を極力残すことにより、親しみを感じさせる駅前景観をめざします。	
	植栽・花壇	既存樹木との調和に配慮した効果的な樹木の選定・配置や駅前景観に彩りを演出する花壇の設置により、四季の変化を感じられる駅前景観を創出します。	
	オープンスペース	駅前広場や歩行者専用道の昇降施設前には、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を創出します。	
ゆとりをつくりだす敷地	敷地内環境・敷地境界	広場が狭い印象にならないよう、中心市街地地区とJR千歳駅駅舎を結ぶ歩行者専用道を民間ビル内に取り込むことにより、圧迫感のないゆとりある駅前景観を創出します。	
	アプローチ部分	モニュメント、花の演出により個性的な演出を行います。	
イメージを高める建物（歩行者専用道および昇降施設を含む）	壁面位置	民間ビルは、中央大通側に十分な歩行空間が確保できるよう2m以上セットバックします。	
	デザイン・色彩、壁面や屋根の素材・仕上材	歩行者専用道の外壁は、眺め・見通し・採光の確保のため、できるだけ多くのガラス面を設けるなど、ゆとりと広がりのある駅前景観を創出します。	
雰囲気の演出	拠点周辺の環境整備	連続性のあるみどりを形成するため、周辺街路樹の過度な剪定の回避、良好な樹木への変更等を検討します。	
	歩道、街灯、サイン、ストリートファニチャーなどのデザイン	主要な歩行者導線部は、歩きやすさに配慮して排水性舗装を採用します。休憩広場などには明るい色調の平板ブロックをし、都市景観の向上、通路との明確な区分による歩行者の安全性の向上に努めます。	
		デザイン照明を採用することにより、都市景観の向上に努めます。	
	案内表示板などのサインは、適切な配置とわかりやすいデザイン・文字の大きさ・外国語併記などに努めます。また、バスやタクシー事業者などによる表示板等設置の際も同様の配慮をしていただけるよう協力を要請します。		
	タクシー・バスシェルター	雨や降雪時における利便性を高めるものとし、煩雑な印象を与えないよう機能的な配置と周辺と調和したデザイン・色彩の採用に努めます。	
	信号機・標識等のデザイン	周辺と調和したデザイン・色彩とするよう施設管理者に要請します。	
電線・電柱	電線類の地中化を検討します。		
人にやさしい空間（ユニバーサルデザイン）	建物の出入口の安全性	駅前広場およびその周辺の歩行者動線を交通バリアフリー法に基づく特定経路として指定し、エレベーターの設置・段差のない歩道など快適な移動空間を確保します。	
	案内サイン・標識等の配置	初めて訪れる人にもわかりやすく、的確な誘導を促す配置に努めます。	
その他	民間ビル事業者との協力	バス停集約化による利便性の向上に加え、歩行者専用道のビル内への取り込み、また、壁面位置のセットバックを行うなど、ゆとりある公共空間の確保に努めています。	
	検討	駅前景観に関する市民ワークショップを開催し検討を行いました。また、交通バリアフリーの観点から、高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、および聴覚障害者によるフィールドチェックを行いました。	

特に配慮したポイント箇所（イメージ図）

建築物の壁面を道路境界からセットバックすることによるゆとりある歩行者空間の確保

植栽・花壇による潤いの演出

歩行者専用道を民間ビル内に取り込むことによるゆとりある広場空間の創出



オープンスペースによるゆとりある空間づくり

既存樹木の保全（カツラ等）

歩行者専用道および昇降施設では、ガラス面を多く設け、眺望への配慮、圧迫感を感じさせないデザインの採用

第 5 章

都市景観形成の推進に向けて

第5章 都市景観形成の推進に向けて

1. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる景観づくりの推進

～みんなで進める景観づくり～

都市の景観は、道路や公園、公共建築物などにより構成される「公共空間」と住宅や商業施設、工場などによる「私的空間」によって成り立っています。

このようなことから、美しいまちなみを形成していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとに、共通の目標に向かって連携・協力しあいながら取り組む必要があります。

1) 市民・事業者・行政の役割

市民の役割

良好な都市景観をつくるためには、市民が日常の生活や日々の活動の中で心がけていくことがとても重要となります。

各家庭の家屋や庭などは個人の私的な財産ではありますが、都市景観を構成するための重要な要素でもあることから、周囲との景観の調和を十分考慮しながらつくる必要があります。また、錆びのついた柵や灯油タンクなども景観に悪影響を与えることから、工作物や建物の維持管理にも配慮する必要があります。

さらに日常の生活のなかでも、ゴミの出しっぱなしを控えたり、家のまわりの清掃などを心がけることにより、まちの景観をより気持ちの良いものとすることができます。

また、景観形成には個人だけでなく、地域が一体となって取り組むことがとても効果的です。

植樹帯に通りごとで統一した花を植えたり、フラワーポットで飾ること、各家庭が通りに向けた庭づくりや統一感のある家なみづくりを行うことなどによって、より豊かな都市景観が形成されます。この他、窓に花やイルミネーションを飾ったりするなど、様々な景観形成の取組みが考えられます。

多くの市民がこうした活動に積極的に参加していくことや景観形成にたずさわる市民団体や事業者の活動を支援していくことなどが期待されています。

(具体的な取組み例)

家づくりや庭づくりにおける周辺景観への配慮

身のまわりにおけるの日常の清掃活動やゴミ置場や資材などの整理・整頓

通りを意識した花づくりや清掃活動など町内や地域における景観づくりへの参加

景観形成に資する活動への積極的な参加・支援

など

事業者の役割

事業者が行う大規模なビルの建築行為や屋外広告物の設置、また、区画整理事業や再開発事業などの各種開発行為は、地域の景観に対して大きな影響を与えます。

こうしたことから、事業者は、このような様々な行為を行う場合に、周囲の景観に十分配慮するとともに、地域の景観をより良好なものへと誘導できるよう積極的に景観形成を図っていく必要があります。

また、事業者は、企業が持つ多様な知識やノウハウを生かし、地域の個性や特性を十分に生かした事業活動を行うことによって、地域に住む人々にとっても豊かさを感じることもできる景観形成を実践していくことが求められています。

(具体的な取組み例)

開発行為における周辺景観への配慮や自然環境の保全
 屋外広告物のデザイン化や掲出時における周辺景観への配慮
 大規模建築物におけるデザインや色彩への配慮
 建築行為や開発行為時における地域住民への配慮
 企業が持つ専門的な知識やノウハウを生かした景観形成
 など

行政の役割

行政が実施する道路・公園・河川整備などの公共事業は、都市景観に大きな影響力をもっていることから、行政は景観形成において積極的に先導的な役割を果たしていく必要があります。公共事業の実施においては豊かで千歳らしい都市景観を創出するため、既存樹林の保全や開発による土地の改変を最小限にとどめることや都市緑化の推進など、みどりあふれる都市景観の形成をめざすとともに、地域の景観形成をリードする公共施設などは積極的にデザインの向上に努めていく必要があります。

さらに、事業単体での質的向上だけでなく、まち全体の総合的な都市景観の向上を図るため、国・北海道・千歳市・事業者などが連携をとりながら、公共事業を効果的に実施し、デザインの整合や景観の調和などを図り、地域としてのトータルの景観向上をめざしていく必要があります。

また、ソフト面においては、行政が景観に関する多くの情報を保有していることから、市民・事業者に対して、広報やインターネットなど各種の情報媒体を活用しながら、景観形成に関する情報提供を行うことや景観フォーラムを実施するなど、積極的に啓蒙・啓発に努め、景観形成に対する意識の向上を図っていく必要があります。

このほか、道路づくり・公園づくりなど各種公共事業の実施や計画策定など様々な場面で市民が参加する機会を設けることで、景観の視点から市民参加のまちづくりを進めるとともに、市民や事業者が行う自主的な景観整備や活動に対しても支援の検討を行うなどハード、ソフトの両面から総合的な景観形成の推進に努める必要があります。

(具体的な取組み例)

地域の景観資源を生かした公共事業の推進
 公共事業のデザイン化の推進
 地域の景観形成をリードする拠点づくり
 市民・事業者・各関係機関との連携を可能とする体制づくり
 広報・インターネット等による景観に関連する情報の発信
 景観フォーラムなど景観活動の啓蒙・普及
 各種公共事業における市民参加の推進
 景観づくりを支援するアドバイザーの検討
 景観形成に資する各種活動への支援
 など

2) 市民による景観形成の段階とその具体例

景観形成の推進には、景観づくりにおける市民の積極的な参加がとても重要となります。これまでの景観形成事例を参考に、市民が参加する様々な景観形成の具体例について、市民参加の代表的な場面ごとに示します。

行政においては市民参加の段階をふまえ、積極的に支援していく必要があります。

市民参加の代表的な場面

具体例

景観づくりに関する情報を収集したい

- ・ 広報やインターネット等の情報を活用
- ・ 出前講座・景観アドバイザーの活用
- ・ 景観フォーラム・講演会への参加
- ・ 行政窓口でのアドバイスや指導を受ける

身近でできる景観づくりをしたい

- ・ 通りに向けた庭づくりを行う（ガーデニング）
- ・ 家周辺の清掃や草むしりなど
- ・ 外壁のリフォームや錆びた柵等の手入れ
- ・ 花やイルミネーションによる装飾など

地域の景観づくりに参加したい

- ・ 地域の花壇づくりや清掃活動などに参加する
- ・ 市で実施するワークショップなどに参加する
- ・ ボランティアや各種市民活動への参加・支援

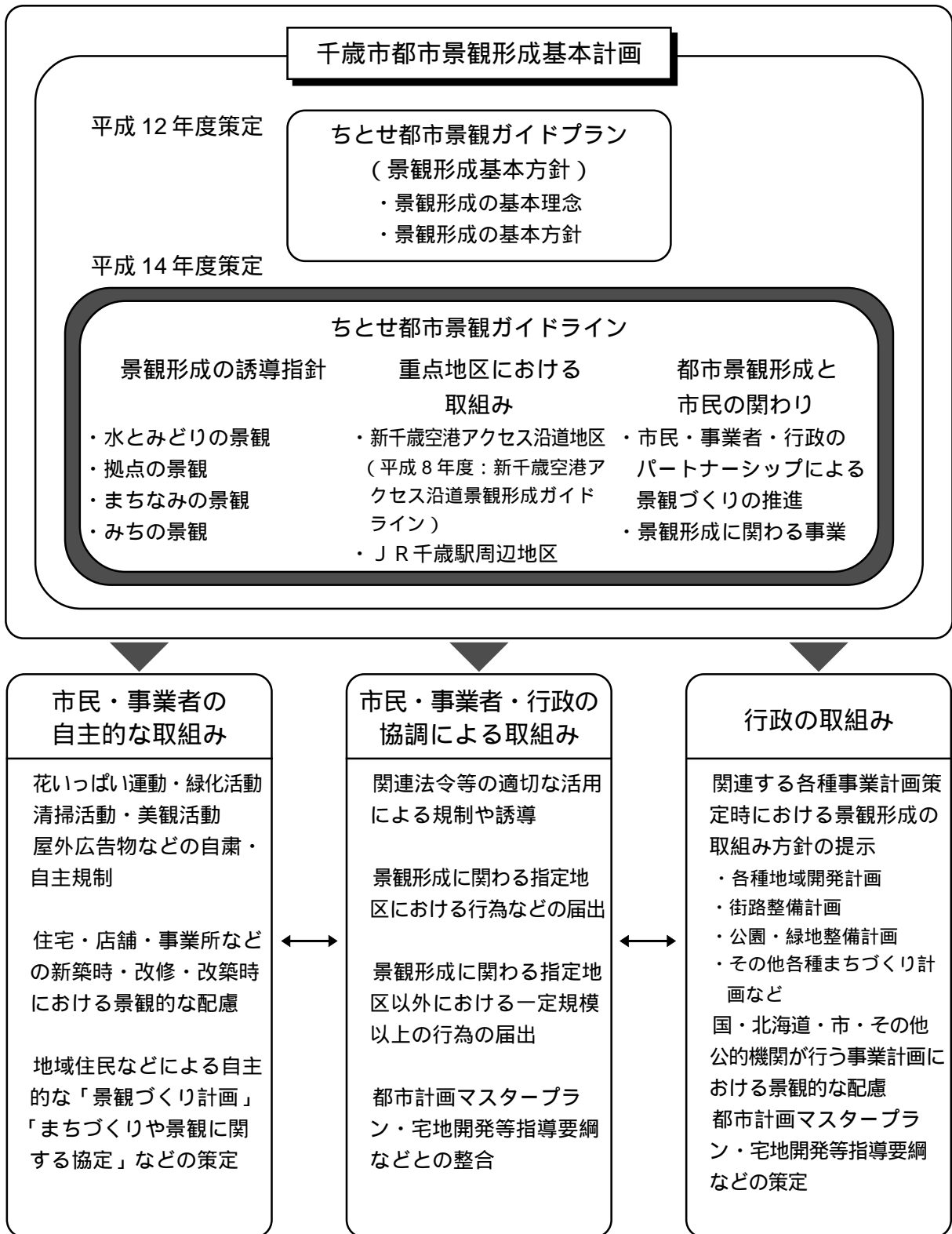
主体的に地域の景観づくりに取組む

- ・ 地域の景観について話し合う場を設ける
- ・ 建築協定、緑化協定など地域における景観のルールを設ける
- ・ 市の景観計画づくりに参加する

行政の積極的な支援

2. 景観形成の取組みの流れ

景観形成は、市民・事業者・行政がお互いに協調しあい、総合的に取り組むことによって実現可能となり、初めて親しみと愛着のもてる美しいまちなみをつくりあげることができます。計画実現に向けた今後の取組み例として、各種の活動・計画等との関連を整理します。



3. 景観形成の実現に向けて

～ 景観形成を進めるためのしくみづくり ～

「ちとせ都市景観ガイドプラン」のなかで明らかにした都市景観形成の目標を実現していくために、必要となるしくみを示します。

今後は、これらの方策についてより詳細に検討を進めながら、千歳らしい良好な都市景観の形成を推進します。

1) 市民参加による景観づくりの推進

個性あふれる豊かな景観づくりを進めていくためには、その地域に住んでいる人々が主体となって、地域の特徴を生かした地域活動に取り組んでいく必要があります。

そのためには、それぞれの地域に住む人々が自分たちの地域の景観がどうあるべきかについて、自ら考えそして行動することが必要となってきます。

町内会や商店街など様々な地域活動を通じて、地域の景観づくりに取り組むことが必要となります。

行政は、こうした市民活動に対して活動の場を提供したり、アドバイスを行うなど積極的に支援を行っていく必要があります。

- ・花いっぱい運動、イルミネーションコンクールなどの推進
- ・景観形成に資する地域活動への支援の検討
- ・各種公共事業・計画への市民参加の推進
など

2) 景観形成に関する各種情報提供の充実

美しい都市景観の形成を推進していくためには、市民・事業者・行政がともに景観に対する意識や知識を高めながら、それぞれの役割を相互に理解しつつ良好な都市景観の形成に取り組んでいく必要があります。

そのためには、誰もが景観形成に対する情報を容易に入手できるような体制づくりが重要となることから、行政が、市広報・パンフレット・インターネットなどの様々な情報媒体を活用しながら、景観に関する様々な情報提供を積極的に行っていく必要があります。

また、景観に関する市民意識の向上を図っていくためには、上記のような情報提供だけでなく、各種講演会・フォーラムの開催や景観アドバイザー制度など積極的な啓蒙・普及活動を行っていく必要があります。

- ・ちとせ都市景観ガイドプラン、ガイドラインの啓蒙・普及
- ・市民・事業者へ情報提供や指導が可能な体制の構築
- ・出前講座、景観アドバイザー制度の検討
など

3) 公共事業・民間開発事業等における連携体制の構築

千歳市の都市景観をより良好なものとしていくためには、これまでの事業単体におけるデザインの質的向上や周辺景観に対する配慮などの取組みに加え、市内で実施される各種公共事業や民間開発事業などが相互に連携を図りながら、総合的な都市景観の形成に努めていく必要があります。

このためには、公共事業の担い手である国・北海道・千歳市などが相互に情報交換や事業の連携を図ることのできる体制づくりが必要となります。

また、都市の景観形成においては、事業者の協力が不可欠であることから、民間事業者とも連携が可能となる体制づくりについても今後検討していくことが必要となります。

- ・ 地域を総合的にデザインするための連携体制の構築
 - ・ 地域で実施される各種公共事業を掌握できる情報機能の充実
 - ・ 地域の景観を総合的に管理指導できる体制の構築
- など

4) 公共工事におけるデザイン決定プロセスの明確化

公共工事は、地域の景観形成において先導的な役割を担うことから、施設単体でのデザイン向上に加え、周辺景観との調和にも十分配慮した設計を行うことが重要となります。

そのため、設計においては、景観上のルールを設けることや、地域の人々とともに景観について考えていくことが必要であり、その結果、地域としての総合的な都市景観の向上を図ることにもつなぐと考えられます。

このことから、千歳市では、千歳市都市景観形成基本計画のなかで、都市景観形成の基本方針(ガイドプラン)と誘導指針(ガイドライン)を定め、この方針・指針をもとに良好な景観形成に努めることとしております。今後は、より充実した指針となるよう見直しについても検討していきたいと考えています。

また、総合的に都市景観の向上を果たしていくためには、公共事業を進める際のデザインプロセスを明確にしていくことや、その情報を市民・事業者と共有していくことが必要と考えます。したがって、今後は、公共工事におけるデザイン決定プロセスと評価手法の確立、また、市民参加の手法などについても検討が必要です。

- ・ ガイドプラン・ガイドラインの遵守
 - ・ 景観チェックシートの活用
 - ・ ガイドプラン・ガイドラインの見直し
 - ・ 評価手法の検討
- など

4. 景観形成に関わる取組み

市民・事業者・地域での景観づくりに関わる様々な取組みを紹介します。

1) 緑と花いっぱいのまちづくり事業

(財)千歳市公園緑化協会により、以下の事業が実施されています。

事業名	期間	内容
緑の相談日	4月～10月	毎週水曜日・市民の相談に対応
樹木再利用の情報提供	4月～10月	不要な樹木の有効活用
花苗・苗木のプレゼント	5月中旬	園芸市入場者対象
記念樹のプレゼント	5月中旬	出生・入学・結婚・自宅新築対象
花いっぱいコンクール	5月～10月	町内会・学校等を対象に募集
フラワーポットの貸出し	5月～10月	商店街等の環境美化協力団体対象
ふれあい花壇造成	5月～12月	ふれあい基金の運用
フラワーバスケット講習会	6月下旬	家庭の窓辺・塀等の緑化推進
水と緑に親しむレクバス	7月下旬	親子で水と緑のふれあい学習
水と緑の絵コンクール	7月～9月	小学5年生を対象に作品募集
園芸教室	9月・2月	花・緑の生育管理知識の向上
緑化の手引きなど広報誌の発行	年間	緑化意識の高揚

花いっぱいコンクール

花と緑を育み、美しい風景と花の魅力を活用して、花を用いたまちづくりのすばらしさを市民に広め良好な生活環境の創出を促進することを目的に昭和63年から行われています。道路沿いに花を植えて景観の美化を図るフラワーロード部門、公園・事務所・学校等の花壇を美しく彩る花壇部門、生垣・壁面等を花で快適な環境づくりを図るホームフラワー部門の3部門があります。

- ・期間： 5月～10月
- ・応募対象： フラワーロード部門...町内会・職場・学校等
花壇部門 ...町内会・職場・学校等
ホームフラワー部門...個人

フラワーポットの貸出し

商店街等を対象として、フラワーポットの貸出しを行い、美しいまちなみづくりを進めています。

- ・期間： 5月～10月
- ・対象： 商店街等の環境美化協力団体

2) イルミネーション

冬の景観をより美しいものにするために、千歳市では次のような取組みを実施しています。

イルミネーション等の点灯

千歳市の玄関口である駅大通やグリーンベルトつどいの広場をイルミネーションで飾り賑わいを演出しています。

- ・ 期間： 12月末～2月中旬
- ・ 内容： クリア球、カラー球、水銀灯によりライトアップ

イルミネーションコンクールの開催

グリーンベルトつどいの広場に市民による手づくりのイルミネーションを飾り、楽しむ冬の景観を演出しています。参加者をチラシや千歳市ホームページにより募集、市民の方に作成してもらった作品を展示し、来場者と特別審査員により審査します。

イルミネーション点灯式の開催

駅大通と駅西口広場のモニュメントに設置されているイルミネーションを同時に点灯させる点灯式を開催しています。

氷彫刻作品の展示

グリーンベルトつどいの広場で氷彫刻作品の展示を行っています。

3) 景観に関する協定

土地や建築物等、広告物の所有者等により、景観形成に必要な事項について地区ごとに協定を締結し、景観づくりを行っています。

- ・ 美々地区
- ・ オフィスアルカディア地区

4) 地区計画

地区の特性にあわせ、建築物の用途、形態などに関する基準や道路、公園等の配置などについて地区のきめ細かなルールづくりを行っています。

地区名	面積
・ 根志越第2地区	64.0ha
・ サイエンスパーク地区	11.8ha
・ 北信濃地区	23.1ha
・ 美々地区	192.2ha
・ 根志越第3地区	22.3ha
・ オフィスアルカディア地区	39.9ha
・ 根志越第4地区	4.7ha
・ 桜木地区	2.7ha
・ 勇舞地区	63.1ha
・ 蘭越第2地区	18.3ha
・ みどり台地区	73.3ha
・ 臨空地区	30.2ha
・ 北信濃第3地区	5.7ha

5. 景観形成に関わる各種制度の活用

美しいまちづくりを実現していくためには、必要に応じた緩やかな規制や景観形成に関連する既存の法制度を活用することも有効な手段のひとつです。

千歳市にふさわしい工夫をこらした対応により、柔軟に規制・誘導策を講じる必要があります。以下に、関連法令など景観形成における各種制度を示します。

1) 景観形成に関わるもの

関連法令など	概要
北海道美しい景観のくにづくり条例	北海道美しい景観のくにづくり条例では基本理念を定め、美しい景観のくにづくりに関する施策を総合的、計画的に進め、暮らしに豊かさや潤いをもたらす、魅力ある地域社会の実現をめざしています。景観づくりを進めるために道、道民、市町村、事業者などのパートナーシップを図るためそれぞれの役割を明らかにしています この条例では、美しい景観のくにづくりに関する基本計画を定めること、複数の市町村にまたがる広域にわたる景観づくりや公共施設の建設その他の公共事業に係る景観づくりに対して指針を定め推進すること、また北海道の美しい景観のくにづくり審議会を知事の附属機関として置くことが定められています。

2) 都市計画や建築物に関わるもの

関連法令など	概要
都市計画法	都市計画法は、都市計画の内容や手続き、都市計画制度、都市計画事業地区計画などについて必要な事項を定め、計画的な都市づくりが進められることを目的としています。 都市計画法の適用される地域を都市計画区域といい、まちなみや各種団地の形成が可能な市街化区域と、建築物の立地が制限される市街化調整区域に区分されています。市街化区域は、住宅地・商業地・工業地などといった用途地域の指定がなされ、用途にあった建築物しか建てられません。 千歳市では、都市計画区域 27,570ha のうち市街化区域 3,130ha、市街化調整区域 24,440ha となっています。(数値は平成 14 年 3 月)
地区計画	都市計画区域の中で、区域の特性にふさわしい景観を備えた街区を整備するために、市町村が地区住民の意向を反映しながら、建築物等の用途・高さ、形態・意匠、壁面の位置、敷地の規模などを都市計画として定める制度があります。地区計画は、方針と地区整備計画の2つからなっています。地区整備計画における建築物などの制限に関する一定の項目等を、市町村の条例で定めることができます。
風致地区	都市計画区域内の良好な自然環境に富んだ地区を、風致地区として指定することができます。しかし、風致地区は一定の開発を許容しながら、地区の全体的な風致の維持を図る制度であるため、指定するだけでは緑の保全という点には限界があります。
建築基準法	建築基準法は、建築物の敷地・構造・設備および用途に関する最低の基準を定めるもので、建築物の構造などに関する単体規定。一定の地域の建築物に関する集団規定により制限を受けます。これらの規定により、平均的な目的は達成されていますが、より良い環境を整備しようとする地区の人々には不十分な点もあります。
建築協定	建築基準法だけでは不十分な点を補うために「建築協定」があり、土地の所有者や借地権者の全員の合意を得たうえで、特定行政庁の許可を受け、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準について住民発意による公的な位置づけをした拘束力のあるものとするすることができます。

3) 緑地や環境の保全に関わるもの

関連法令など	概要
自然公園法	<p>自然公園法によって、「国立公園」「国定公園」「都道府県立自然公園」を指定しています。千歳市では支笏湖が昭和24年に国立公園に指定されています。</p> <p>優れた自然の風景地を保護しながら、野外レクリエーションの場として、公園を利用することを目的に、国や地方自治体、事業者、利用者における自然保護義務と適正な利用に関する事項について、規定しています。</p>
北海道自然環境等保全条例	<p>北海道自然環境等保全条例は、自然環境保全法などの趣旨に沿って、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、無秩序な開発を防止することによって道民の健康的で文化的な生活を確保することを目的としています。</p> <p>条例により、環境緑地保護地区・自然景観保護地区・学術自然保護地区として指定されている地区では、自然環境の保全のために必要な規制が行われています。また、由緒・由来のある樹木または住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを記念保護樹木として指定することができます。</p>
北海道立自然公園条例	<p>北海道立自然公園条例は、自然公園法に基づき、道立自然公園の指定、保護、利用等に関して必要な事項を定めています。道内で12カ所の地域が指定されています。</p>
千歳市環境基本条例	<p>千歳市環境基本条例は、良好な環境の保全と快適な環境の維持、創造について、基本理念を定め、市民・事業者・市の果たすべき役割を明らかに、都市の緑化・清流の確保・環境の美化などの施策の基本的事項を定めています。</p>
千歳市自然環境保全条例	<p>千歳市自然環境保全条例は、自然環境の適切な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努め、現在そして将来の市民の健康で安全かつ文化的生活の確保に貢献することを目的としています。</p> <p>自然環境保全地区として千歳川河川区域（烏柵舞橋～ふ化場橋）青葉公園（全域）の2地区を指定しています。</p>
都市緑地保全法	<p>都市緑地保全法は、都市計画区域内の自然環境を保全するため、緑地保全地区の指定などを行い、「緑地協定」などによる市街地の緑化を推進することによって、良好な都市環境の形成を目的としています。</p> <p>緑地保全地区を指定するなどにより、風致または景観の保全の効果を高めることができます。</p>
都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律（保全樹または保全樹林の指定）	<p>都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律では、都市内の良好な樹木・森林を保全することを目的とし、保全樹または保全樹林を市町村長が指定することができます。保全樹または保全樹林は、健全で樹容が美観上特に優れているものが指定の対象となり、所有者に保存を義務づけることができます。</p> <p>千歳市での保全樹または保全樹林の指定は、この法律ではなく千歳市緑化条例による指定としています。</p>
千歳市緑化条例	<p>千歳市緑化条例は、都市の緑の回復と保全を図るために、市と市民が一体となって都市の緑化を進め、健康で明るいまちづくりに貢献することを目的としています。</p> <p>千歳市緑化条例に基づき、緑化協定・工場緑化協定が締結され、保全樹林や樹木の指定をしています。</p>

4) 広告物や文化財に関わるもの

関連法令など	概 要
屋外広告物法	<p>屋外広告物法は、美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所や方法、屋外広告物を掲出する物件の設置・維持について、必要な規制の基準を定めることを目的としています。</p> <p>都道府県は、美観風致の維持が必要と認める場合、市および人口5,000人以上の市街的町村の区域について、屋外広告物を掲出する物件の設置を制限するための条件を定めることができます。</p>
北海道屋外広告物条例	<p>屋外広告物法に基づく北海道屋外広告物条例では、屋外広告物が地域の景観や環境と調和するよう地域を分けて規制しています。規制されている地域には禁止地域と許可地域があります。美観風致の維持などが特に必要な地域とされている禁止地域では、原則として広告物は掲出できません。許可地域で広告物を掲出する場合、原則として知事の許可が必要とされています。このほかに、どのような場合にも掲出できない禁止広告物、広告物の取り付けられない禁止物件が定められています。</p> <p>一方では、優れた広告景観の創出に向けた取組みも進められています。その一つとして、広告物を含む地域の優良な景観の保全、形成が必要な地区を市町村長の意見を聴いて「広告景観優良地区」として知事が指定し、質の高い広告景観の創出に向けた地域の方々の取組みを推進しています。</p> <p>千歳市では、都市計画法の規定により定められた第1種低層住宅専用地域（道路敷地の区域を除く）、文化財とその敷地内、高速自動車国道の路端から両側500メートル以内の展望敷地（用途地域などを除く）、都市公園、官公署、学校などの敷地内が第2種禁止地域とされています。</p>
文化財保護法	<p>文化財保護法は、文化財を保存しその活用を図ることによって国民の文化的向上と、世界文化の進捗に貢献することを目的としています。</p> <p>千歳市では、ウサクマイ遺跡群・キウス周提墓群の2箇所が国指定史跡、美々貝塚が市指定史跡とされ、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければなりません。</p>

資料編

千歳市都市景観形成基本計画策定組織

千歳市都市景観形成基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千歳市都市景観形成基本計画(以下「景観計画」という。)の策定について調査審議するため、千歳市都市景観形成基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 景観計画は、都市景観の形成に関する基本的な方針を定めるものとし、次のものから構成される。

- (1) 都市全体の景観形成に関する基本方針
(都市景観ガイドプラン)
- (2) 都市全体の景観形成を誘導する具体的な指針
(都市景観ガイドライン)
- (3) 景観重点地区に関する景観形成方針及び誘導指針
(重点地区ガイドプラン及びガイドライン)

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 景観計画(案)を作成し、市長に報告すること。
- (2) その他千歳市の都市景観形成に必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げるものの中から市長が委嘱し、及び別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 策定委員会に会議の円滑な運営を図るため、景観に関する専門的知識を有したアドバイザーを置き、北海道景観アドバイザーをもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画(案)が市長に報告されるまでとする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(千歳市都市景観検討会)

第6条 策定委員会にその所掌事項の専門的な事項について、調査研究をさせるため千歳市都市景観検討会(以下「検討会」という。)を置く。

2 策定委員会又は検討会において必要があると認めるときは、関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、企画部まちづくり推進課に置く。

(補則)

第8条 委員会への報酬及び旅費の支給は行わない。

2 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

千歳市都市景観形成基本計画策定委員会名簿

別表第1(第3条関係)

(敬称略)

役 職	所 属	氏 名	備 考
委員長	札幌学院大学教授	上田 陽三	学識経験者
委 員	ちとせ都市景観市民会議座長	伊藤 常良	
"	北海道開発局札幌開発建設部千歳道路維持事業所事務副長	佐々木一志 内山 信夫	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	北海道開発局石狩川開発建設部千歳川河川事務所計画課長	大串 弘哉 関 新次	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	北海道札幌土木現業所千歳出張所次長	嶋崎 純一 内田 徹	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	北海道石狩支庁経済部建設指導課主査	廣島 諭 永田 務	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	北海道旅客鉄道株式会社千歳駅副駅長	野副 健二 佐藤 浩昭	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	北海道電力株式会社千歳営業所配電課長	矢野 文教	
"	東日本電信電話株式会社北海道支店法人営業部	山上 和則 飯 澤 修 河原 正弘	~ H12.12.22 H13.4.1 ~ H14.3.31 H14.4.1 ~

別表第2(第3条関係)

(敬称略)

役 職	所 属	氏 名	備 考
副委員長	千歳市企画部長	野元 和光 川端 正裕	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
委 員	" 総務部長	太田 正孝 川端 正裕 木村 辰彦	~ H13.3.31 H13.4.1 ~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	" 市民環境部長	開発 一美 渡部 徹夫 今 晴美	~ H13.3.31 H13.4.1 ~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	" 保健福祉部長	長尾 忍 澤田 淳一	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	" 産業振興部長	川端 正裕 新谷 俊一	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	" 建設部長	新谷 俊一 服部賀須彦	~ H13.3.31 H13.4.1 ~

役 職	氏 名	備 考
アドバイザー	濱田 暁生	北海道景観アドバイザー

千歳市都市景観形成基本計画策定委員会事務局名簿

(敬称略)

所 属・役 職	氏 名	備 考
企画部次長	吉川 隆憲	
企画部まちづくり推進課長	開発 治 平 仁志	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
企画部まちづくり推進課都市計画係長	徳永 隆	
企画部まちづくり推進課都市計画係	小西 隆幸 品田 雅俊 川口 直樹 森谷 淳二	~ H13.3.31 H13.4.1 ~

ちとせ都市景観市民会議設置要綱

ちとせ都市景観市民会議名簿

(敬称略)

(設置)

第1条 千歳市の都市景観形成に関する基本的な方針を定める千歳市都市景観形成基本計画(以下「景観計画」という。)の策定に当たり、市民の意見を反映させるため、ちとせ都市景観市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次の事項について討議する。

- (1) 景観計画の策定に関すること
- (2) その他千歳市の都市景観形成に必要と認められること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が選考する。

- (1) 公募による者(5名以内)
- (2) 景観形成に関し、専門的な意見を期待できる者

3 市民会議には会議の円滑な運営を図るため、景観に関する専門的知識を有したアドバイザーを置く。

4 アドバイザーは、千歳市都市景観形成基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)設置要綱第3条第5項に定めるアドバイザーをもって充てる。

5 委員はボランティアを原則とし、委嘱は行わない。

(運営)

第4条 市民会議は、市民による自主参加自主運営を基本とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、景観計画(案)が策定委員会から市長に報告されるまでとする。

(座長及び副座長)

第6条 市民会議に座長及び副座長を置き、委員が互選する。

2 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画部まちづくり推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

役 職	氏 名	備 考
座 長	伊藤 常良	街づくり千歳デザイン会議 経験者
副座長	上枝 敏八	
委 員	安藤 聖司	
"	今村 恵子	
"	内山 雅夫	
"	梅原 信	
"	大沼千枝子	
"	川村ジャネット	
"	北川 敏明	
"	汲田由香里	
"	鈴木 邦康	
"	高田 知之	
"	武内 朋之	
"	福岡 和世	
"	堀川 久司	街づくり千歳デザイン会議 経験者
"	牧原 仁	
"	村中 敬維	
"	吉田 純一	街づくり千歳デザイン会議 経験者
"	李 京順	

役 職	氏 名	備 考
アドバイザー	濱田 暁生	北海道景観アドバイザー

千歳市都市景観検討会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市都市景観形成基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)設置要綱第6条第3項の規定により、千歳市都市景観検討会(以下「検討会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

(1)千歳市都市景観形成基本計画(以下「景観計画」という。)の策定に係る専門的事項の調査研究に関すること。

(2)その他千歳市の都市景観形成に必要なと認められること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 検討会には委員長及び副委員長を置き、委員長は企画部次長(都市機能整備担当)を、副委員長はまちづくり推進課長をもって充てる。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画(案)が策定委員会から市長に報告されるまでとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第6条 検討会に、専門的な調査研究及び検討を行うため、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に座長を置き、座長はまちづくり推進課長をもって充てる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、企画部まちづくり推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

千歳市都市景観検討会名簿

別表第1(第3条関係)

(敬称略)

役 職	所 属	氏 名	備 考
委員長	企画部次長 (都市機能整備担当)	吉川 隆憲	
副委員長	まちづくり推進課長	開発 治平 仁志	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
委 員	企画課長	三輪 忠則 宮崎 肇	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	空港・基地課長	中村 康典 前田 好通	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	人づくり推進課長	大沼友一郎 齋藤 一弥	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	主幹(公共交通担当)	芳賀 章	
"	開発振興課長	泉澤 豊和	
"	総務課長	清水 良治	
"	環境課長	太田 信英	
"	清掃管理課長	早川 毅良	
"	(旧福祉サービス課長) 障害者支援課長	結城 典之 山田 良子	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	主幹(保健医療福祉 ゾーン担当)	吉田 武弘	~ H14.3.31
"	商工労働課長	長谷川盛一 早川 義昭	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	(旧農業振興課長) 農林振興課長	川端 忠則 桑島 洋志	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	農村整備課長	保坂 豊美 渡辺 敏雄	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	企業誘致課長	山口 頼彦 石井 准一	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	道路管理課長	鳴海 重明	
"	道路建設課長	二ツ屋 香 安保 一企	~ H14.3.31 H14.4.1 ~
"	都市整備課長	櫻庭 克美 間 義昭	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	建築課長	藤井由紀夫	
"	主幹(財・千歳市公 園緑化協会)	近藤 春夫 土田 克仁	~ H13.3.31 H13.4.1 ~
"	建設課長(病院建設 推進本部)	溝江 満弥	
"	施設課長(水道局)	中村 文夫	
"	下水道課長(水道局)	大林 惇	

ちとせ都市景観ガイドライン策定までの経過

ちとせ都市景観ガイドライン策定までの経過は、以下のとおりです。

	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14
作業の流れ		市民意識調査等現況の把握					
		都市計画マスタープラン策定			ガイドプラン策定		ガイドライン策定
委員会等					第1回策定委員会 (H12年9月4日) 第2回策定委員会 (H13年2月1日) 素案策定 第3回策定委員会 (H13年2月28日) 原案決定 市長報告		第4回策定委員会 (H13年12月17日) 素案策定 第5回策定委員会 (H14年7月19日) 原案決定 市長報告
					第1回検討会 (H13年2月6日)		第2回検討会 (H14年4月24日)
市民参加		千歳市の景観に関する市民アンケート (H9年2月20日～3月21日)			第1回市民会議 (H12年9月22日) 第2回市民会議 (H12年10月23日) 第3回市民会議 (H12年11月20日) 第4回市民会議 (H12年12月12日) 第5回市民会議 (H13年1月23日) 第6回市民会議 (H13年2月13日)		第7回市民会議 (H13年4月27日) 第8回市民会議 (H13年7月30日) 第9回市民会議 (H13年8月30日) 第10回市民会議 (H13年10月22日) 第11回市民会議 (H13年12月10日) 第12回市民会議 (H14年3月11日)
都市計画審議会			先進地視察 (鎌倉・藤沢市)		策定経緯報告 (H12年9月27日) 素案報告 (H13年2月14日)		素案報告 (H14年7月12日)
議会					策定経緯報告 (H12年7月25日) 素案報告 (H13年2月8日)		素案報告 (H14年6月28日)
広報等					市民会議委員公募 (H12広報7月号) 策定経過紹介 (H13広報1月号) ホームページ開設 (H13年1月10日) ガイドプラン紹介 (H13広報5月号)		

用語の解説

<ア行>

アクセス

目的地に近づく方法及び交通手段や交通機関。

アピール

人の心を動かす魅力をもっていること。

アプローチ

何かに近づくための通路や場所のこと。建築物では、道路から建物入り口までの通路。

エントランス

建物の入口。

オープンスペース

主に都市でみどり豊かで快適な生活を創出するために、現存するみどりを極力保存・利用し、地域のみどりの回復を積極的に図った、法的、社会的に立ち入っても問題のない場所。

<カ行>

ガーデニング

庭づくり、植物の手入れ。ベランダ園芸、鉢植え園芸も含む。

ゲートシンボル

地域、地区などの入口を象徴するための、モニュメント・樹木や花壇・サイン類を示す。

コミュニティ

共同社会、地域性と共同性を基礎にする社会。共同体としての住民同士のまとまり。

コンセプト

概念、観念などと訳される。ある事象全体に関する一貫した考え方。

<サ行>

サイン

情報を伝達するさまざまな手段・事柄。本ガイドプランのなかでは、主に案内板や看板類を示す。

スカイライン

空を背景として連続する山なみや建築物群などが描きだす地域のシルエット。

ストリートファニチャー

道路や広場などの外部空間を演出するさまざまな装置。電話ボックス・ポスト・案内板・ベンチ・ゴミ箱など。

スロープ

傾斜した道路上の通路の総称。建築設計上では、主として、地盤面から建物内部の段差を解消するためにつけられるものをさす。

セットバック

建物の配置を、前面の道路境界などから後退することで、半公共的な空間を確保する行為と考え方。

<タ行>

デザイン

作品または製品の美的効果や機能などを考慮して、形態を構想すること。

<ナ行>

ネットワーク

人と人とのつながり、連絡網や交際網。本ガイドプランでは、人だけではなくみどりや道路網のつながりを含む。

<ハ行>

パートナーシップ

友好的な協力関係と訳される。本ガイドプランでは、公共が事業を行う際、一般市民や地域住民・事業者などの理解と協力のもとに、互いの役割を明確にしながるともに取り組み姿勢と考え方を示す。

バリアフリー

高齢者、身障者などの社会的弱者の使い勝手を考慮したものづくりの考え方。

誰もが自立した生活を送れるようにするために、高齢者や障害を持つ人が社会生活を送るうえで傷害となるもの（バリア）を取り除いていこうという考え。

ビジュアル

視覚に訴えるさま。目に見えるさま。

フォーラム

問題とするテーマに対して、全員が参加する公開討論会のこと。

ポケットパーク

市街地の空地や建物前の小広場などを利用して設けられる小公園。

<ヤ行>

ユニバーサルデザイン

バリアフリーの概念をさらに進めた考え方。社会的弱者、健常者の区別なく、すべての人の利便性に配慮する考え方。

<ハ行>

ランドマーク

都市や地域の目印となるものや特徴づける象徴的な景観要素のこと。

<ワ行>

ワークショップ

複数の人々による協議の場とその手法。自由な意見の中から、グループ内の意見をまとめ、少数意見にも配慮した合意形成を図ること。

ちとせ都市景観ガイドライン

発行	平成 14 年 8 月
編集・発行	千歳市企画部まちづくり推進課 北海道千歳市東雲町 2 丁目 TEL (0123) 24-3131 FAX (0123) 24-8854
調査・企画	株式会社シー・アイ・エス計画研究所 北海道札幌市中央区北 4 条東 2 丁目 8 - 2